

国民健康保険税の税率等の見直しについて

～赤字削減・解消に向けて～

1. これまでの経緯

令和4年度国保税率の見直しにおいては、令和2年度決算で約5千万円の黒字が出たことや新型コロナウイルスの影響が引き続き見込まれることから税率は据置とし、令和5・7年度に税率を見直しすることとなった。

(令和3年12月国保運営協議会答申)

答申の付帯意見として、埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)に示されている保険税水準の統一の進め方に基づき、保険税率改正が国保加入者の急激な負担増とならないよう、十分な対応をすることや、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上、ジェネリック医薬品の使用促進を図るなど、更なる医療費の適正化に努める旨が付された。

※ 見直しにあたっての町の方針

県の示す標準保険税率を参考に、

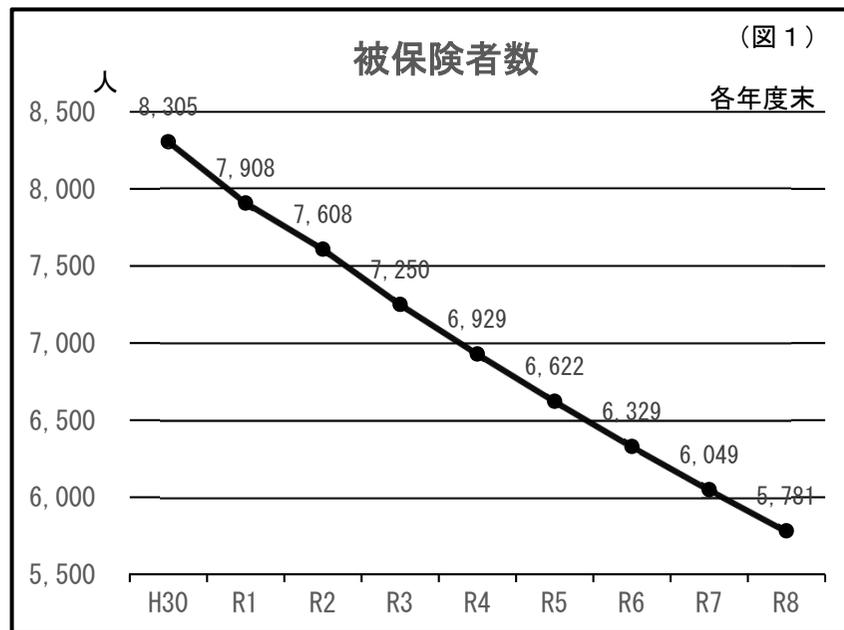
- ①定期的な見直し …… 2年毎に税率等の見直しを行う(令和5年、7年度)
- ②一定のルール付け …… 改正前年度の赤字額の概ね半分を順次解消(当面)
- ③急激な負担増を回避 …… 広域化後の財政状況を注視、一定の範囲内で赤字解消

2.宮代町国民健康保険の課題

① 宮代町国保の状況

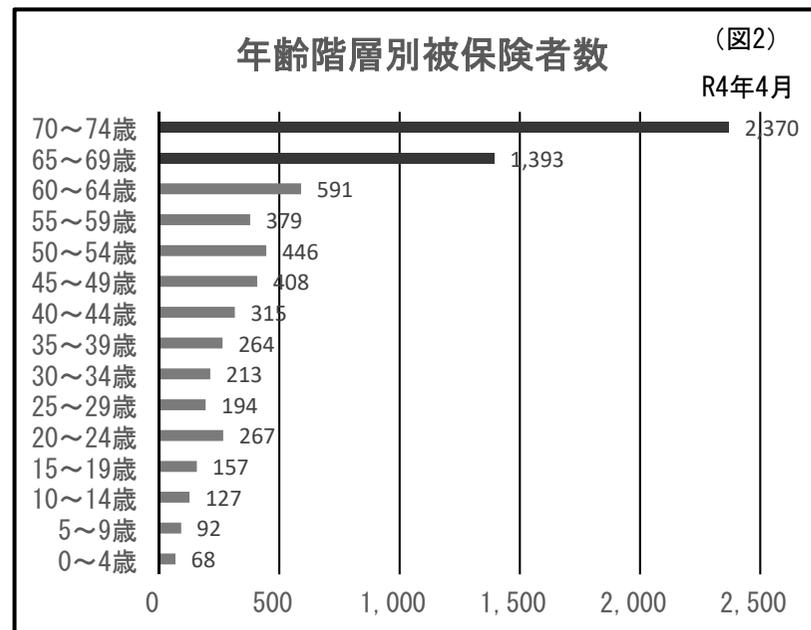
- ・被保険者数は、75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大(令和4年10月・令和6年10月)等により、減少が見込まれる(図1)。
- ・国民健康保険は定年退職者が多く加入するため、令和4年4月の年齢階層別被保険者数のとおり、65歳以上の高齢者が多くの割合を占めている(図2)。

○ 被保険者数の減少



➡ 国保税の減少による財政リスクの増加

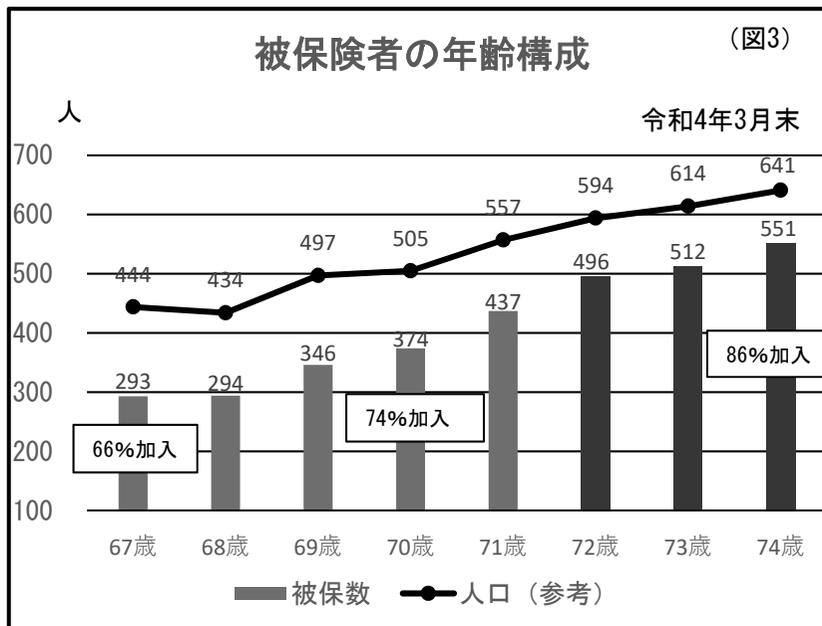
○ 被保険者数の高齢化



➡ 65歳以上の被保険者が5割以上

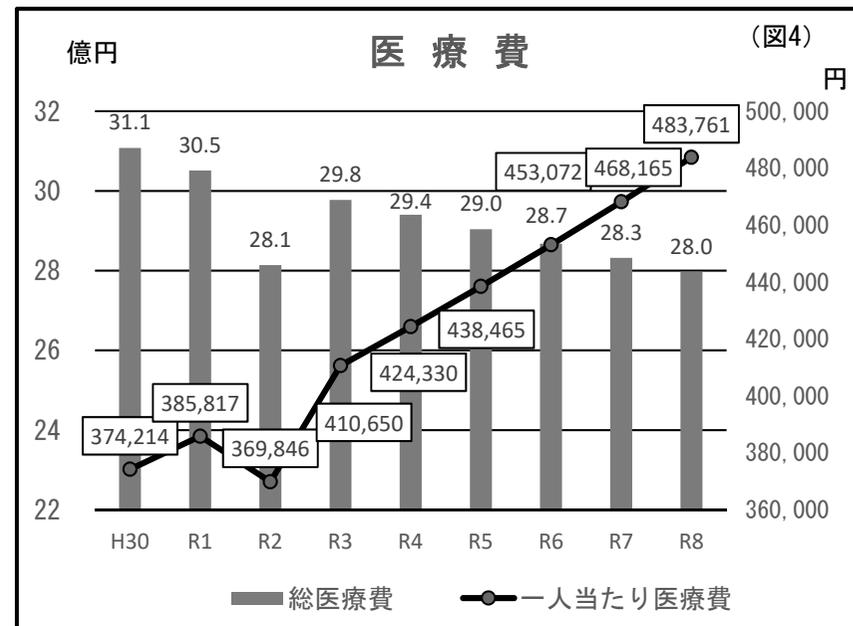
- ・令和7年度までは「団塊の世代」が後期高齢者に移行するため、支払基金への後期高齢者支援金の増加が見込まれる。また、後期高齢に移行する被保険者のピークは令和4～6年度が予想され、国保制度の安定性をどのように確保していくかが課題となる(図3)。
- ・被保険者の減少に伴い、医療費の総額は減少していくが、高齢化の進展や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費は増加が見込まれる(図4)。

○ 団塊世代の後期高齢者への移行



➡ 支払基金への支援金支払の増加

○ 被保険者一人当たり医療費の伸び



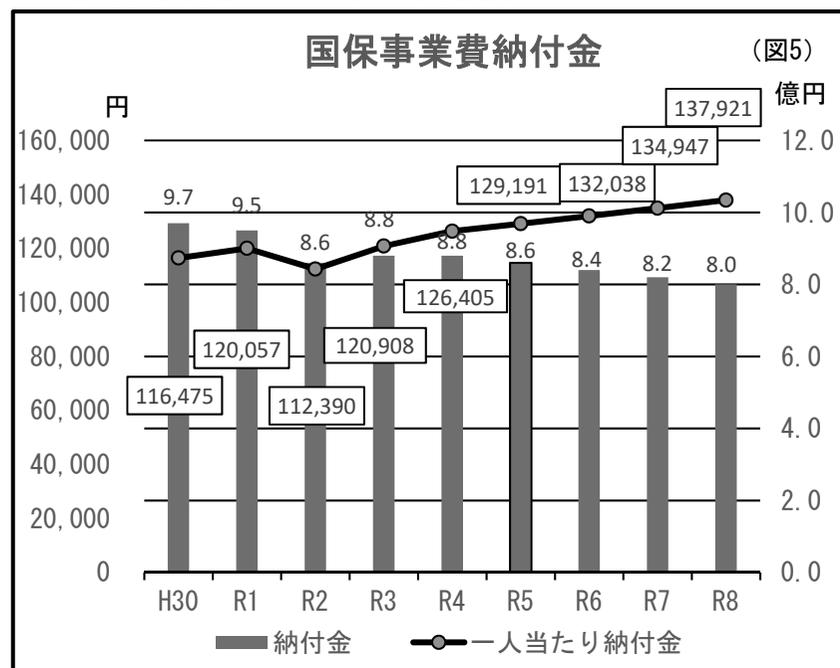
➡ 医療費適正化の取組等により
伸び幅の抑制が必要

② 国民健康保険事業費納付金と保険税

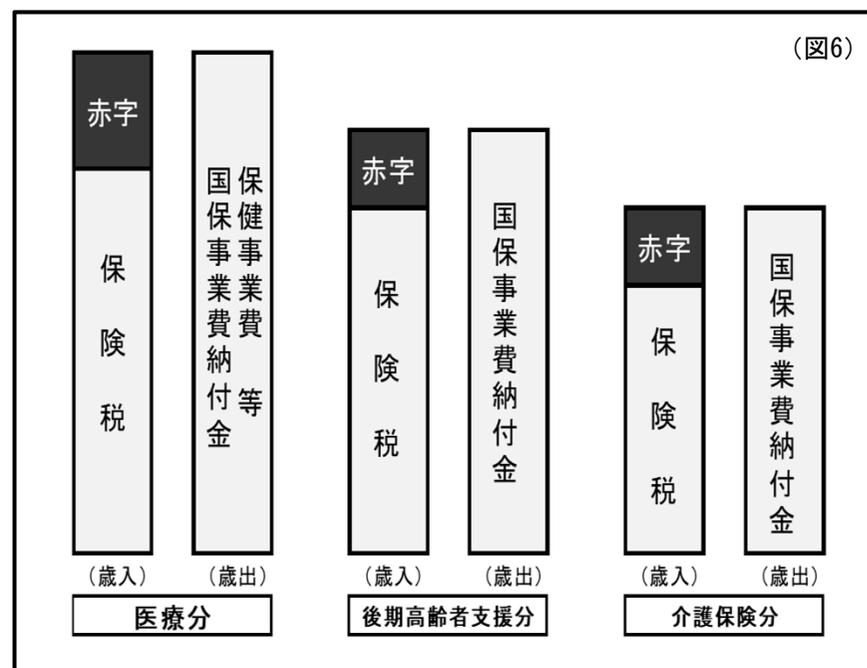
・国民健康保険事業費納付金(※P5)の総額は減少していくが、後期高齢者の増加や介護需要(介護被保険者数は減少していくが、一人当たり納付金は増)の増に伴い、一人当たりの納付金は増加していく(図5)。

医療分については、医療費適正化等の取組で削減できるが、後期高齢者支援分と介護保険分は他の制度の必要額を負担しているため、国保は関与できない(図6)。

○ 被保険者一人当たり納付金の伸び



○ 赤字の関連性



➡ 一人当たり国保事業費納付金の増加

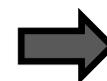
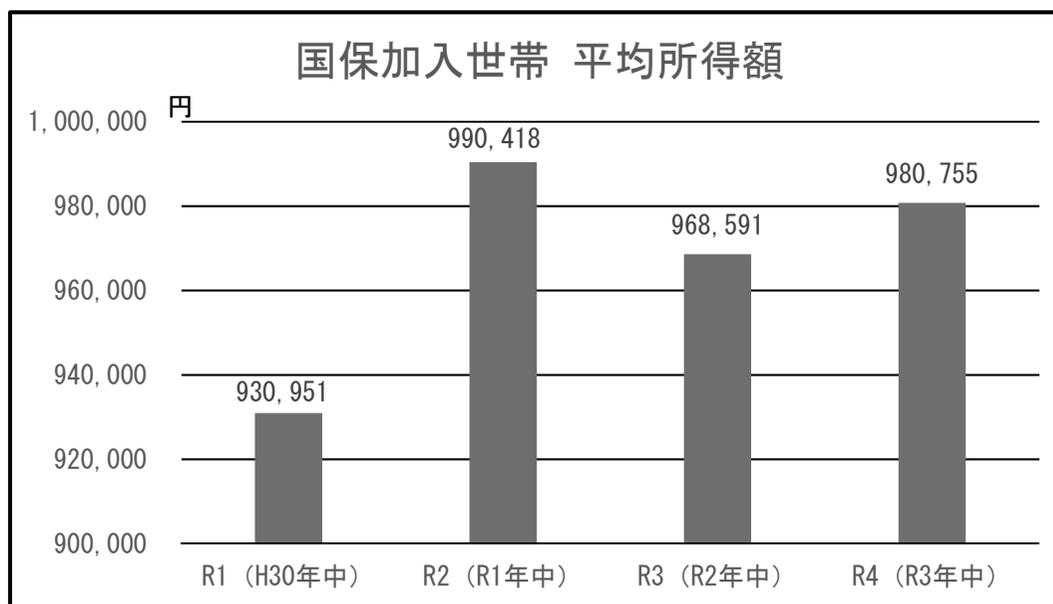
➡ 医療分の削減は可能、支援金分と介護分の削減はできない

※国民健康保険事業費納付金

平成30年度以降の国保運営において導入された国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて県へ納付するものである。

- ・基礎分(医療分) 国民健康保険税の基礎的部分、市町が負担する医療費等に充てられる
- ・後期高齢者支援分 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するため、74歳以下の方全員が負担する
- ・介護保険分 40歳以上64歳までの方(介護保険第2号被保険者)の介護保険料相当分

○ 国保加入世帯の平均所得額の推移

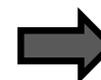
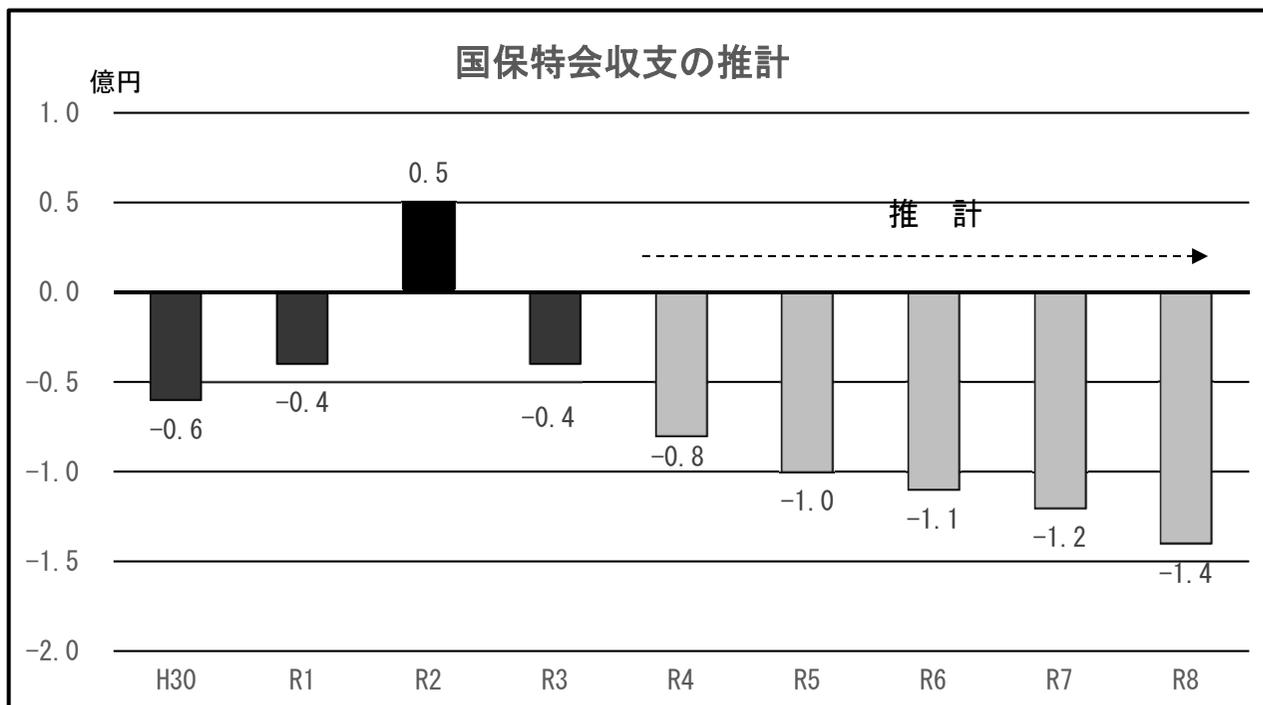


令和3年中の
国保加入世帯
の平均所得額
は、前年と比較
して、1.3%増と
なっている

③ 赤字削減・解消の今後の見通し

- ・令和2年度決算においては、国民健康保険事業納付金が平成30年度分の精算などにより減少したこと等により、一時的に赤字が解消された。
- ・赤字削減・解消に向けては、保健事業、医療費縮減対策、収納率向上対策など様々な取組が必要となる。
- ・現行の保険税率を維持した場合、令和5年度以降は毎年1億円を超える赤字が続く見込みである。

○ 国保特別会計(実質収支)の推計



計画的な財政収支の改善が必要

3. 保険税率の状況

① 宮代町の保険税率と標準保険税率

- ・本町の保険税率は、統一保険税の目安となる標準保険税率(※P10)と比べ大きな差が見られる。特に、医療分の所得割・均等割ともに大きな差がみられる。
- ・現税率において、応能・応益割は8ポイントほどの差異があり、段階的に見直していく必要がある。

		宮 代 町	令和4年度標準保険税率	標準保険税率との差異
所得割率 (応能割) 前年の所得額 から基礎控除を 除いてかける税 率	医療分	6.17%	7.20%	▲ 1.03%
	後期高齢者支援分	2.05%	2.40%	▲ 0.35%
	介護保険分	1.89%	2.54%	▲ 0.65%
	合 計	10.11%	12.14%	▲ 2.03%
均等割額 (応益割) 加入者一人 当たりの年額	医療分	31,800円	43,937円	▲ 12,137円
	後期高齢者支援分	11,000円	14,173円	▲ 3,173円
	介護保険分	14,100円	18,459円	▲ 4,359円
	合 計	56,900円	76,569円	▲ 19,669円
応能割：応益割 (%)		54：46	51：49	

標準保険税率の推移

	医 療 分		後期高齢者支援分		介 護 保 険 分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
H30	6.24%	35,472円	2.21%	12,524円	1.89%	14,093円
R1	6.88%	39,784円	2.29%	13,133円	1.72%	12,762円
R2	6.43%	37,529円	2.40%	13,773円	1.96%	14,400円
R3	6.81%	40,037円	2.44%	14,002円	2.61%	19,058円
R4	7.20%	43,937円	2.40%	14,173円	2.54%	18,459円
宮代町 (H31～)	6.17%	31,800円	2.05%	11,000円	1.89%	14,100円

令和4年度宮代町保険税率と標準保険税率との比較(世帯別・所得別)

区分等		所得0円			所得100万円			所得200万円			所得300万円			
		現行税率		現行との差		現行税率		現行との差		現行税率		現行との差		
		標準保険税率	世帯/年	個人/月	標準保険税率	世帯/年	個人/月	標準保険税率	世帯/年	個人/月	標準保険税率	世帯/年	個人/月	
40～64歳	1人世帯	65歳未満	17,000	5,800	483	114,300	31,300	2,608	215,400	51,600	4,300	316,500	71,900	5,992
			22,800			145,600			267,000			388,400		
	65歳以上		12,800	4,500	375	89,500	23,200	1,933	171,700	37,000	3,083	253,900	50,800	4,233
			17,300			112,700			208,700			304,700		
40～64歳	2人世帯	65歳未満	34,000	11,800	492	148,500	43,100	1,796	272,300	71,300	2,971	373,400	91,600	3,817
			45,800			191,600			343,600			465,000		
	65歳以上		25,600	9,200	383	115,200	32,400	1,350	214,500	52,400	2,183	296,700	66,200	2,758
			34,800			147,600			266,900			362,900		
大人2人 40～64歳 子ども2人	4人世帯	65歳未満	59,700	21,000	438	157,100	46,700	973	318,100	87,900	1,831	459,000	122,100	2,544
			80,700			203,800			406,000			581,100		

前年中の所得が一定金額以下の世帯については下記の表のとおり、所得額に応じ均等割額が7割、5割若しくは2割減額される。

軽減割合	令和3年中の軽減判定所得が次の金額以下の世帯
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+28万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

② 他市町との比較

- ・宮代町の国保税率は近隣市町と比較し、医療分・後期高齢者支援分・介護分の均等割が高く、医療分・後期高齢者支援分の所得割が低い。
- ・近隣市町において令和4年度に税率を改正したのは、4市である。(塗りつぶし部分が改正箇所)
越谷市は、医療分の所得割を8.2→7.8%に引き下げ、他は引き上げ。羽生市は医療分のみ4方式を採用。

	医 療 分				後 期 支 援 分		介 護 保 険 分		改 正 内 容
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	
加須市	7.50	-	23,000	-	2.30	10,500	2.40	11,000	R4引上
春日部市	6.80	-	31,900	-	2.05	12,200	1.50	11,700	据置
羽生市	6.90	13.00	17,500	9,500	2.60	9,500	1.40	9,500	R3改正
草加市	7.30	-	27,000	-	2.30	7,800	1.80	9,800	R2引上
越谷市	7.8(-)	-	29,000	-	2.45	10,500	2.20	11,500	R4改正
久喜市	7.00	-	29,000	-	2.10	10,000	2.20	11,000	据置
八潮市	7.80	-	28,000	-	2.20	13,000	2.60	13,000	R4引上
三郷市	6.90	-	28,000	-	1.90	8,000	1.60	10,000	据置
蓮田市	7.15	-	23,700	-	2.35	8,100	1.50	11,400	R2引下
白岡市	7.04	-	23,700	-	2.29	14,100	2.13	14,700	据置
幸手市	7.40	-	27,500	-	2.10	11,800	1.60	10,400	R4引上
吉川市	6.40	-	33,000	-	1.90	8,000	1.60	12,000	据置
宮代町	6.17	-	31,800	-	2.05	11,000	1.89	14,100	据置
杉戸町	5.70	-	27,000	-	2.30	9,000	2.00	10,000	据置
松伏町	7.80	-	31,200	-	2.00	6,600	1.60	12,300	据置
平均	7.04	-	27,420	-	2.19	10,007	1.87	11,493	

4. 赤字削減・解消にむけて(保険税率等の見直し)

埼玉県内保険税水準の統一への取組

- ・埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)において、原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることを「保険税水準の統一」としている。
※令和9年度には収納率格差以外の項目を統一をすることが、運営方針に明記されている。
- ・保険税水準の統一を目指す理由
公平性や透明性が高くなる、被保険者にとっての納得感がある、一定水準の被保険者サービスが受けられる。

保険税率の見直し(赤字解消必要額)

- ・令和8年度までには赤字補填分としての法定外繰入金の解消が求められており、そのためには、県の標準保険税率を目標に保険税率の見直しが必要であり、応能応益割合も段階的に見直していく必要がある。

賦課限度額の改定

- ・中間所得層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の課税限度額の改定を行う。
(令和4年度税制改正) ※22市町村(近隣では白岡市)が令和4年度に改定実施

医療分	63	→	65万円(2万円引き上げ)
後期高齢者支援分	19	→	20万円(1万円引き上げ)
介護保険分	17	→	17万円(変更なし)
合計	99	→	102万円(3万円引き上げ)

赤字解消ルールの見直し

- ・一定のルール付け
定期的な見直し
改正前年度の赤字額の概ね半分を解消 等

国保税率等の見直しに向けたスケジュール(案)

R4.8月 第2回国保運営協議会	国保税率等見直しの諮問
9月 第3回国保運営協議会	諮問内容の検討
10月 第4回国保運営協議会	答申内容の検討
10月 町長へ答申	
12月 議会	国保税条例の一部改正(案)の上程
R5.6月 町広報誌等	令和5年度国保税率について周知
7月 令和5年度国保税納税通知書の送付	